(設置)

第1条 市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年 法律第117号。以下「法」という。)により実施する事業(以下「PFI事業」とい う。)に係る事業者を、競争性、公平性及び透明性を確保して選定するため、春日部市P FI事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 法第5条に規定する実施方針に関すること。
 - (2) 法第7条に規定する特定事業の選定に関すること。
 - (3) 法第8条第1項に規定する民間事業者の選定に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、PFI事業の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 審査会は、PFI事業ごとに、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員をもって組織する。
 - (1) PFI事業に精通した学識経験者
 - (2) PFI事業者の選定に必要な知識及び経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条の市長の諮問に対し審査会が最終的な答申を行う日までとする。

(会長)

- 第5条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がそ の職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審査会の会議は、会長が招集する。
- 2 審査会の会議は、第3条第1号に規定する学識経験者2人以上かつ委員の過半数が出席 しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の責務)

- 第7条 委員は、公正かつ公平に審査を行わなければならない。
- 2 委員は、第2条各号に規定する市長の諮問に係る事案に関する入札に参加してはならない。委員が、当該事案に関する入札に参加したことが判明したときは、審査会は、委員が 関与した民間事業者の入札を選考対象外とするものとする。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 ただし、市又は審査会が公表した情報については、この限りでない。

(意見聴取等)

第8条 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、PFI事業ごとに、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、PF I 事業ごとに、市長が定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。